

子ども・子育て支援新制度 概要について



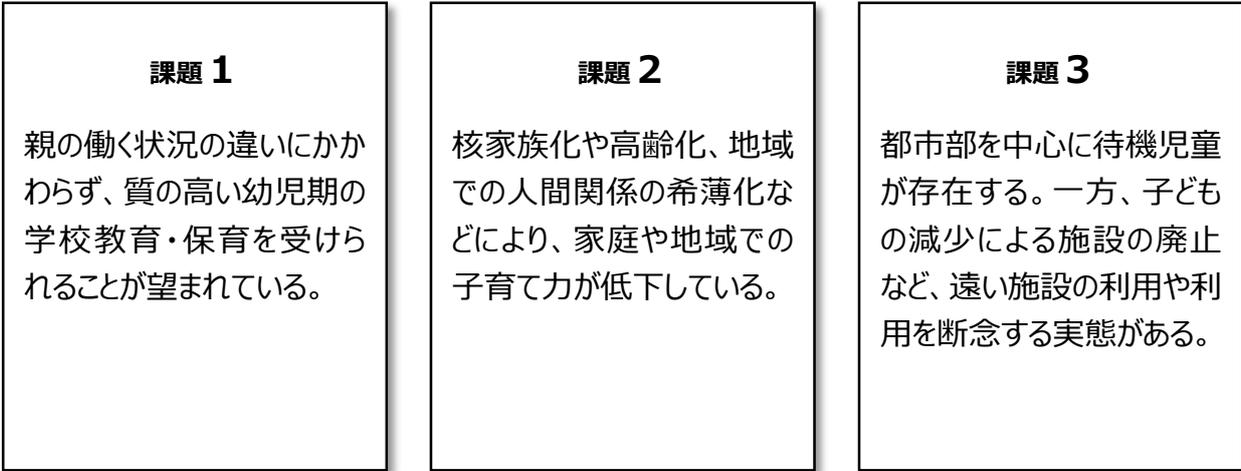
小金井市

子ども・子育て支援新制度とは

子どもの教育・保育、
子育て支援を総合的に進める新しい仕組みです。

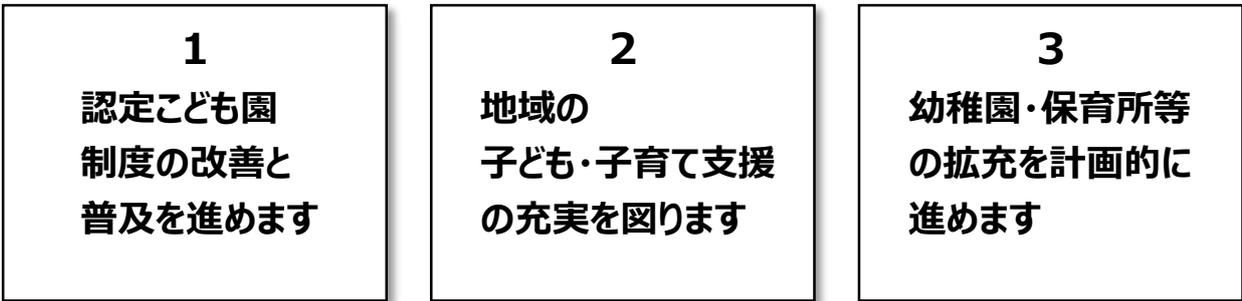
平成24年8月に成立、公布された「子ども・子育て関連3法」に基づき、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して」、新たにスタートする制度です。

子育てをめぐる現状と課題



こうした状況に対応するため

子ども・子育て支援新制度の3つの柱



消費税率アップによる財源（約7千億円）を前提に
平成27年4月からスタート

教育・保育
幼稚園、保育所などのこと。

子ども・子育て関連3法
○子ども・子育て支援法 ○認定こども園法の一部を改正する法律 ○関係法律の整備等に関する法律

子ども・子育て支援新制度の主なポイント

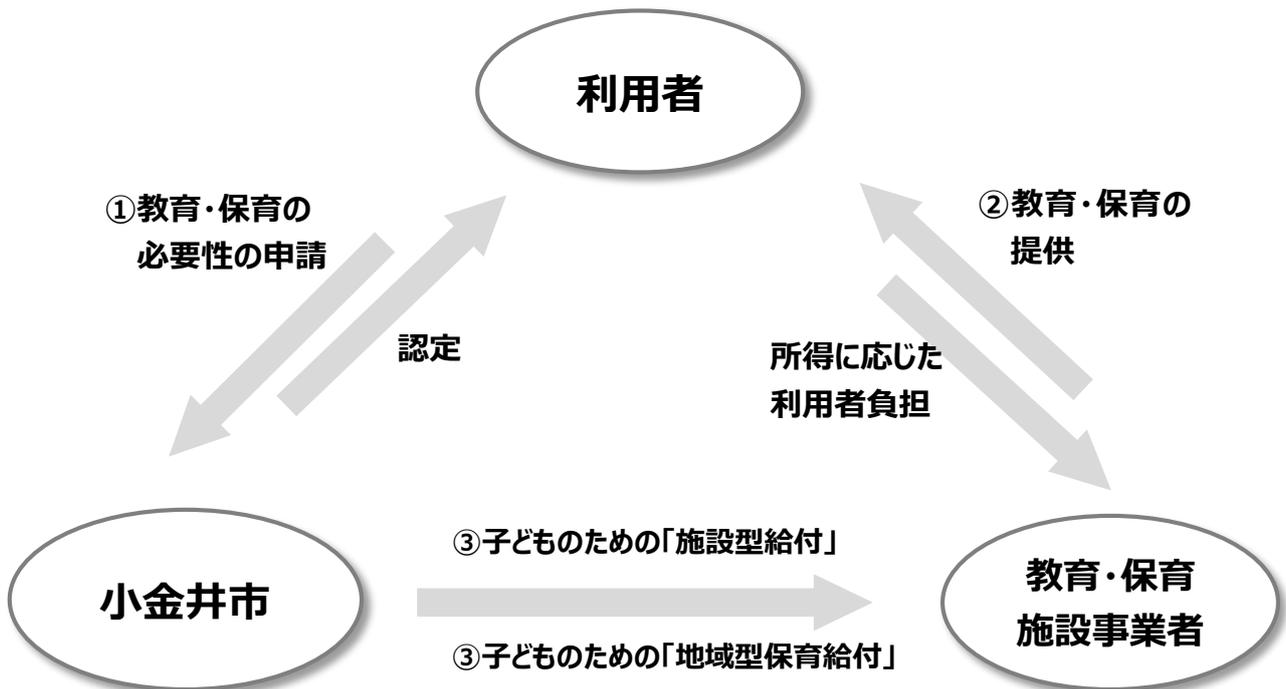
ポイント1 給付制度の導入（施設型給付と地域型保育給付の創設）

○幼稚園や保育所へ個別に行われていた公的な給付制度を一本化し、幼児期の教育・保育を「個人への給付」として保障します。

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設を利用した場合、全国共通の仕組みで給付が受けられます。

教育・保育		
現行制度から、新制度へ移行し給付対象となる事業。施設型給付。		
保育所 ＜0～5歳＞ 就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって養護と教育が一体となった保育を提供します。	認定こども園 ＜0～5歳＞ 保護者の就労状況にかかわらず、幼稚園と保育所が一体となった施設で子どもを預かり、教育・保育を提供する施設です。 ※0～2歳枠がない園もあります。	幼稚園 ＜3～5歳＞ 小学校以降の学習や生活の基礎を作るため、子どもを預かり、就学前の教育を提供します。 ※降園時間後に子どもを預かる事業を実施している施設もあります。
新制度から定められた4つの類型事業。地域型保育給付。		
地域型保育事業 ＜0～2歳＞ 4つの類型事業。新設される事業です。 ※ 新制度に移行する施設のみ ●少人数（20人未満）の保育を行い、対象は、0～2歳を対象とする。 ●設置認可は自治体が判断する。	家庭的保育 （保育ママ・家庭福祉員） ＜定員は5人以下＞ 保育士資格または、保育士と同等の研修を受けた者の居宅等で保育する通所の施設です。	小規模保育 ＜定員は6～19人＞ 家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う保育です。
	事業所内保育 ＜従業員枠／地域枠＞ 企業の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。	居宅訪問型保育 ＜1対1の保育＞ 保護者の自宅で1対1の保育を行います。
	私立幼稚園 （新制度に移行しない園） 従来と変わりません。	
	認証保育所 （東京都独自の制度） 従来と変わりません。	
認可外保育施設 （新制度に移行しない） 従来と変わりません。		

○給付制度の仕組みについて（原則的な利用者・自治体・施設の関係）



※公費を確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者への直接的な給付ではなく、市町村から施設等へ支払う仕組みとなっています。

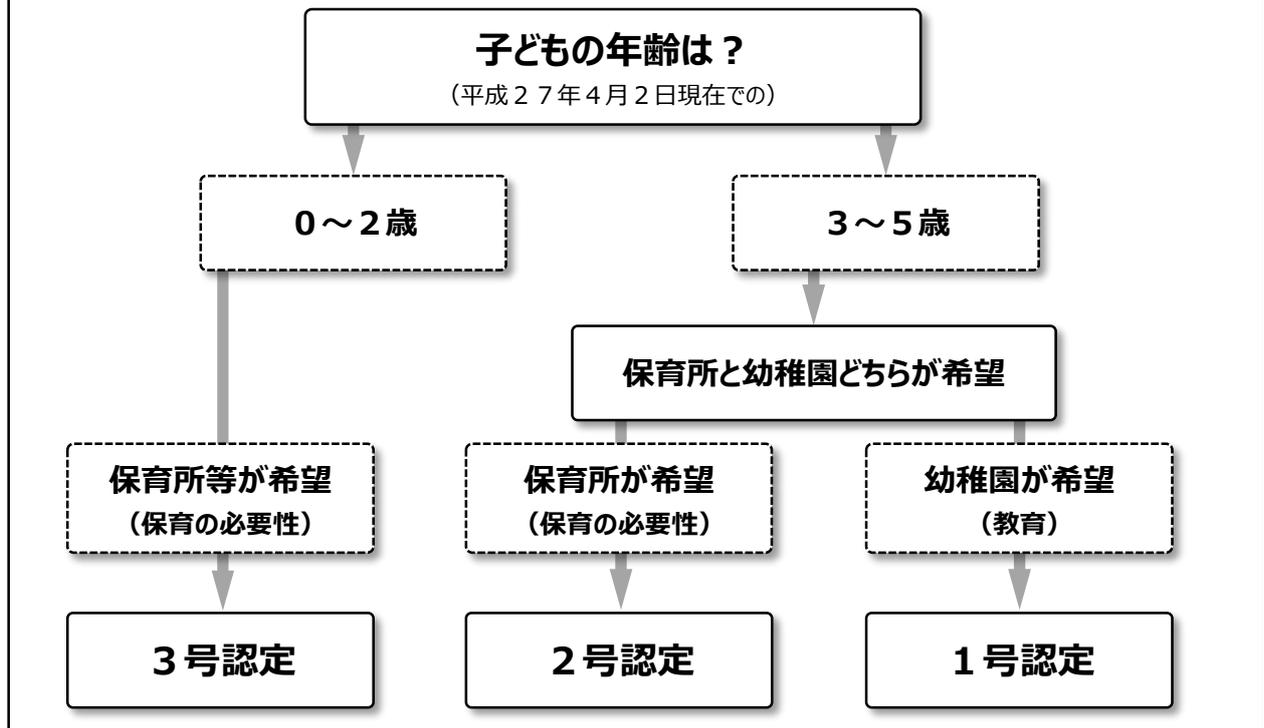
ポイント2 教育・保育の必要性の認定が必要

- 新制度では、**保護者の働き方、利用を希望する施設**（幼稚園（一部の新制度に移行しない園を除く）や保育園、認定こども園、小規模保育）、**必要とする理由**に応じて、「支給認定」を受けていただく必要があります。
- 保護者からの申請に基づき、3つの認定区分による「支給認定」を自治体が行い、「認定証」を発行します。
- 平成26年現在利用している施設がある場合でも、引き続き希望する場合は「支給認定」が必要になります。（新制度に移行しない施設を除く）
- 「認定証」は最大3年間有効となります。

【認定区分】

<p>1号認定 ＜3～5歳＞</p> <p>3～5歳で教育を希望 【利用できる施設】 認定こども園、幼稚園</p>	<p>2号認定 ＜3～5歳＞</p> <p>3～5歳で保育を希望 【利用できる施設】 認定こども園、保育所</p>	<p>3号認定 ＜0、1・2歳＞</p> <p>0～2歳で保育を希望 【利用できる施設】 認定こども園、保育所、 地域型保育事業</p>
-------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

お子さんの認定区分を簡易チェック！



○保育認定（2号認定・3号認定）を必要とする理由について

保育を希望する場合には、「保育の必要性」に該当することも必要です。

【保育の必要性の認定に係る理由について】

新制度における「保育の必要性」
以下のいずれかに該当すること。
1 月48時間以上の就労（パート、夜間、居宅内労働も対象）
2 妊娠・出産
3 保護者の疾病・障害
4 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
5 災害復旧
6 求職活動（起業準備を含む。）
7 就学（職業訓練校における職業訓練を含む。）
8 虐待やDVのおそれがあること
9 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
10 その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

ポイント3 地域の実情に応じた地域の子育て支援の充実

教育・保育利用のほかの、地域の様々な子育て支援や質の向上を進めます。利用者支援に関しては、新制度から始まる新しい支援事業になります。代表的なものをいくつか紹介します。

利用者支援 子どもや保護者に合った支援を受けられるよう相談援助や、幼稚園、保育園等の紹介を行う窓口です。	一時預かり 急な用事や、リフレッシュ、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、一時的に預かります。	病児保育 病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合、病院・保育所など付設スペースで一時的に預かります。
地域子育て支援拠点 (ひろば事業) 就学前の子どもとその保護者が遊び、交流スペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う窓口です。	放課後児童クラブ (学童保育所) 保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後小学校余裕教室、児童館等で過ごすことができる事業です。	ファミリー・サポート・センター 小学生までの子育て中の保護者で育児の援助希望の方と、援助を行いたい方（住民）を相互に結び、助け合いを地域で行う事業です。